

VOL.2205

# 税務・財務 ニュース

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。私どもは、これらの情報をお客様のお役に立てていただければと願っております。ご自身にどう当てはめたらよいかをお考えいただき、ご不明な点がございましたら、一緒に検討させていただきたく存じます。税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘 正人

[ 今月のテーマ ]

## 中小企業の M&A に関する税金

～ 会社を M&A で譲渡した場合にかかる税金について ～

[ contents ]

- ◆ 会社を譲渡する場合の主な方法
- ◆ 会社を譲渡した場合にかかる税金
- ◆ 役員退職慰労金の活用



税理士法人 トータル財務プラン  
行政書士法人 トータル財務プラン  
一般社団法人 トータル財務プラン  
株式会社 トータル財務プラン  
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087 神戸市中央区御幸通3丁目1番8号  
ライオンズ三宮ビル 2F  
TEL : 078-221-7711 FAX : 078-221-7717  
info@topp.co.jp <https://topp.co.jp>

# 中小企業の M&A に関する税金

## ～ 会社を M&A で譲渡した場合にかかる税金について ～

### 1. はじめに

中小企業庁の 2021 年版「中小企業白書」によると、2009 年以降、経営者の平均年齢は一貫して上昇しており、2019 年には経営者の平均年齢は 62.16 歳と過去最高齢を更新しています。一方で、経営者の 4 割以上が 65～75 歳の間に事業承継や廃業を予定しているものの、後継者不在割合は 2020 年において 65.1%と高い水準で推移しており、中小企業は慢性的な後継者不足状態にあるようです。

そんな中、事業を継ぐ親族がいないことや、社内の従業員への承継には自社株の移転が難しいことから、M&A を通じた第三者承継を検討する経営者も増えています。M&A とは、Merger（合併）と Acquisition（買収）の頭文字をとった用語で、企業の合併や買収の総称を表していますが、近年では国が「中小 M&A ガイドライン」を策定するなど、その認知度は高まっています。

今回は M&A で自社を譲渡する場合に、売主が負担すべき税金についてケース別に解説します。

### 2. 会社を譲渡する場合の主な方法

中小企業における M&A の具体的な方法には、主に、売り手企業の株主がその企業の全株式を現金によって譲渡する方法（株式譲渡）と、売り手企業が、複数の事業や店舗を経営する場合または個人事業主である場合に、対象事業を切り離して譲渡する方法（事業譲渡）の 2 つがあります。

株式譲渡の場合は、会社の株主が変わるだけに過ぎず、会社の資産、負債、従業員や社外の第三者との契約、許認可等は原則存続し、会社組織はそのまま引き継がれます。M&A に係る手続きが簡便であるというメリットがある一方で、簿外債務や賠償義務、不要な余剰資産の引継ぎなどのリスクが生じ得ます。

事業譲渡の場合は、資産・負債ごとに必要に応じて譲渡するかどうかの選択が可能で、株式譲渡のような簿外債務等のリスクを限定することができます。しかし、資産等の個別の移転手続きが必要となることや、不動産を取得する場合には不動産取得税等が生じること、また、許認可等は原則、取り直す必要があることなどがデメリットとして考えられます。

いずれの方法を採用するかは、その M&A の目的や、売主買主双方の状況などによって決められます。

### 3. 会社を譲渡した場合にかかる税金

会社を M&A によって譲渡する場合に売主が負担すべき税金は、その契約当事者が個人である場合には所得税の、法人である場合には法人税の課税対象となります。ここでは、株式譲渡と事業譲渡の方法別に、所得税、法人税における課税関係を確認します。

#### (1) 株式譲渡

##### ① 株主が個人である場合（所得税）

株主である個人には、総収入金額（譲渡価額）から、株式等を取得したときに支払った払込代金（取得費）との差額（譲渡益）に対して、20.315%（復興特別所得税・住民税 5%を含む）の所得税が課税されます。他の所得の金額と区分して税金を計算する「申告分離課税」で、譲渡益の多寡に関わらず税率は一律となります。

なお、譲渡価額が取得費を下回る、いわゆる譲渡損が生じても、他の所得と通算することはできません。

##### ② 株主が法人である場合（法人税）

株主である法人には、個人の場合と同様に譲渡益に対して法人税が課税されます。現在の国税と地方税をあわせた法人実効税率は約 30%ですが、法人は事業年度の所得に対して課税が行われるため、その事業年度中の他の所得と合算した所得に対して税額が計算されます。

#### (2) 事業譲渡

##### ① 売主が個人事業主である場合（所得税）

個人事業主が営む事業の譲渡の場合、事業を包括的に承継させるわけではなく、その事業に必要な資産等を個別に譲渡する売買契約に基づくため、譲渡益や営業権が生じる場合には譲渡所得として総合課税の対象となります。すなわち、給与所得などの他の総合課税の対象の所得と合算された上で 15.105%～55.945%（復興特別所得税・住民税含む）の税率が適用されます。

##### ② 売主が法人である場合（法人税）

複数の事業や店舗を営む法人の一部事業を譲渡する場合、その譲渡対価の帰属者は法人であるため、譲渡益や営業権は、その事業年度の所得の計算に含まれて法人税が課税されます。

##### ③ 消費税

事業譲渡で個別に譲り渡した減価償却資産等（建物・器具備品・のれん代）は消費税の課税資産の譲渡に該当するため、売主が課税事業者である場合には、消費税の納税が生じます。特に、譲渡対象事業のブランド力などが高く、大きなのれん代が計上されるような事業譲渡の場合には、消費税の納税額が高額になる可能性があります。

### (3) まとめ

会社を譲渡した場合にかかる税金について、課税関係を表にまとめると以下のとおりです。

売主	株式譲渡	事業譲渡	
個人株主 個人事業主	譲渡益に対して 20.315% の譲渡所得（分離課税） ※譲渡損は他の所得と通算 できない	譲渡益や営業権に対して 譲渡所得（総合課税） 税率は所得に応じて 15.105%～55.945%	課税資産（固定資 産・営業権等）の 譲渡は、消費税の 課税対象
法人	譲渡益、譲渡損とその事業 年度内の他の所得を合算し て法人税の対象 (実効税率 約 30%)	譲渡益や営業権とその事業 年度内の他の所得を合算し て法人税の対象 (実効税率 約 30%)	

## 4. 役員退職慰労金の活用

株式譲渡の方法により M&A を行う場合に、株式の譲渡対価の支払いの一部を法人の役員（株主）に対する役員退職慰労金の支給に代えることができますが、これは支給することによって以下のようなメリットがあるからと考えられます。

- ① 売主は、株式譲渡対価の一部を役員退職慰労金として受取ることによって譲渡所得の税負担が減り、結果、手取額が増える効果が生じる
- ② 譲渡する法人は、税務上認められる範囲内で損金算入が可能であるため、支給した事業年度の法人税の負担が減る効果が生じる
- ③ 買主は、譲渡代金の一部を役員退職慰労金の支給に代えることで、その金額相当額の株式取得費用が減額されるため、投資費用抑制の効果が生じる

ただし、役員退職慰労金の支給に際しては株主総会による決議が必要で、また、役員退職慰労金の適正な支給金額の算定や、支給する時期、支給分の資金を拠出する方法等について検討が必要です。

## 5. 最後に

今回は、M&A で自社を譲渡する場合に、売主が負担すべき税金についてその方法別に解説しました。M&A による第三者承継と言っても、自社の事業をどのような方法で譲渡するか、または、課税される当事者が誰かによって課税関係が異なるということがお分かりいただけたと思います。

M&A による第三者承継は、事業を存続させて、従業員の雇用や取引先との関係を維持するための方法のひとつとして一般的に認知されてきています。事業承継に関するご相談がございましたら弊社担当者にお問い合わせください。

執筆者 土肥 厚太郎